

注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

・徴収不能引当金

未収入金等の債権の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見積額を計上している。

・賞与引当金

教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき額41,967,908円を計上している。

・退職給与引当金

退職金の支給に備えるため、期末要支給額82,359,751円を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

・預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は総額で表示している。

・教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

補助活動に係る収支は総額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 改正後の学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の適用
当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第28号)に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

(2) 賞与引当金の計上
学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。これにより期首に計上すべき額として特別収支に43,368,457円を計上し、当年度に賞与として支給した額から特別収支の計上額を除いた額及び支給は翌年度であるが、当年度の支給対象期間に相当する額として、人件費に126,924,727円を計上している。
この結果、従来の方法と比較して教育活動収支差額、経常収支差額が1,400,549円増加し、基本金組入前当年度収支差額が41,967,908円減少している。

3. 減価償却額の累計額の合計額

2,433,685,940円

4. 徴収不能引当金の合計額

0円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

なし

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

156,518円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. セグメント情報

設定すべきセグメントが、セグメント「その他」以外にーのみであるため、省略している。

9. 重要な偶発債務

なし

10. 子法人に関する事項

なし

11. 学校法人の出資による会社に係る事項

なし

12. 関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

属性	役員、法人等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	他の注意事項との関係		
						役員の実任等	事業上の関係					子法人	出資会社	学校法人間取引
関係法人	一般財団法人 新田塚医療福祉センター（注1）	福井市江上町 58-16-1	100万	医療保健業	—	4名	取引関係	実習謝金（注4）	8,783,000	未払金	1,863,000			
								健康診断料他（注3）	7,264,497	未払金	1,513,403			
								駐車場代（注5）	1,968,000	未払金	0			
								業務委託（注3）	857,000	未払金	0			
								施設利用料の支払（注3）	246,000	未払金	246,000			
								人事異動に伴う退職金清算受取（注7）	1,458,595	未収入金	0			
								人事異動に伴う退職金清算（注7）	545,232	未払金	0			
								出向者給与の受取（注8）	1,428,714	未収入金	226,237			
関係法人	医療法人 新田塚医療福祉センター（注1）	福井市江上町 58-16-1	1,000万	医療保健業	—	4名	取引関係	実習謝金他（注4）	797,000	未払金	249,000			
関係法人	社会福祉法人 白寿院（注1）	福井市江上町 58-16-1	—	社会福祉業	—	3名	取引関係	実習謝金他（注4）	1,456,500	未払金	547,500			
関係法人	福井パティオ株式会社（注2）	福井市新田塚 1-53-4	1,000万	販売業	—	1名	取引関係	教材購入他（注6）	2,834,242	未払金	15,300			

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注1) 理事長 林正岳が同施設の理事長である。
(注2) 理事長 林正岳が同社の代表取締役社長である。
(注3) 健康診断・カウンセリング等の業務委託費および施設利用料は、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
(注4) 実習謝金については、他の実習施設と同様の条件で支払いをしている。
(注5) 駐車場の賃貸は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。
(注6) 教材の発注及び修理については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
(注7) 退職金清算は関係法人への転籍に伴うものであり、退職金規定に基づいて精算されている。
(注8) 出向元法人の給与相当額に基づいて決定している。

13. 学校法人間の財務取引

なし

14. 重要な後発事象

なし

15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

なし